

○厚生労働省令第 号

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第

号）及び医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十二年政令第 号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十二年 月 日

厚生労働大臣 長妻 昭

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省

令の整備に関する省令

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「指定市町村の指定」を「広域化等支援方針」に改める。

第三章の二を次のように改める。

第三章の二 広域化等支援方針

第三十二条の八 都道府県は、毎年度、当該都道府県内の市町村のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該年度の当該各号イに掲げる額の見込額が当該年度の当該各号ロに掲げる額の見込額に百分の百十四を乗じて得た額を超えるものであつて、当該各号イに掲げる額の見込額が災害その他の特別の事情を勘案してもなお著しく多額であると認められるものについて、その医療に要する費用が著しく多額であるものと認めるものとする。

一 前期高齢被保険者加入割合が平均前期高齢被保険者加入割合以上である場合

イ (1)に掲げる額の合算額から(2)に掲げる額を控除した額

(1) 被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額

- (2) 前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、前期高齢被保険者加入割合から平均前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額
- ロ (1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額
- (1) 年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る平均一人当たり給付額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者の数を乗じて得た額の合算額として算定した額
- (2) 平均前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、前期高齢被保険者加入割合から平均前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額
- 二 平均前期高齢被保険者加入割合が前期高齢被保険者加入割合を超える場合
- イ (1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合算額
- (1) 前号イ(1)に掲げる額の合算額
- (2) 前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、平均前期高齢被保険者加入割合から前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額
- ロ (1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合算額

(1) 前号ロ(1)に掲げる額

(2) 平均前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、平均

前期高齢被保険者加入割合から前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額

2 前項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる額の見込額は、当該年度の前々年度におけるこれらの額を基礎として算定するものとする。

3 第一項各号において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 前期高齢被保険者加入割合 当該市町村の被保険者の数に対する当該前期高齢被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者のうち、市町村の行う国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）の数の割合

二 平均前期高齢被保険者加入割合 すべての保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいう。）に係る同条第三項に規定する加入者の総数に対する同法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者の総数の割合

三 前期高齢被保険者一人当たり給付額 当該市町村の前期高齢被保険者に係る第一項第一号イ(1)に掲

げる額の合算額を当該前期高齢被保険者の数で除して得た額

四 平均一人当たり給付額 すべての市町村の被保険者に係る第一項第一号イ(1)に掲げる額の合算額を当該被保険者の総数で除して得た額

五 平均前期高齢被保険者一人当たり給付額 すべての市町村の前期高齢被保険者に係る第一項第一号イ(1)に掲げる額の合算額を当該前期高齢被保険者の総数で除して得た額

第四十四条の二第一項中「第百十九条の二第一項」を「第百十八条第一項」に改め、同条第二項中「第百十九条の二第二項」を「第百十八条第二項」に改める。

(国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正)

第二条 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令(昭和四十七年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条の二から第六条の七までを削る。

第六条の八第一号中「基準」の下に「(同令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額する場合においては、同条第一項の規定により読み替えられた同令第二十九条の七第五項

に定める基準とする。）」を加え、同条第二号中「基準」の下に「（同法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の国民健康保険税を減額する場合においては、同条第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五に定める基準とする。）」を加え、同条を第六条の二とする。

第六条の九中「第四条の五第二項」を「第四条の四第二項」に、「第七十二条の五第二項」を「第七十二条の四」に改め、同条を第六条の三とする。

第十七条中「第六条の八」を「第六条の二」に改める。

附則第三条中「第六条まで及び第六条の六から第六条の八」を「第六条の二」に改め、同条の表第六条の六第一項の項から第六条の七第三項の項までを削り、同表第六条の八の項中「第六条の八」を「第六条の二」に改める。

附則第五条の表算定政令附則第十五条第一号イの一般被保険者の数の項中「世帯主及び被保険者」を「世帯主、被保険者及び同条第二項第九号イに規定する特定同一世帯所属者（以下この条において「特定同一世帯所属者」という。）」に、「国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第一号」を「同条第五項第一号」に、「同号」を「同項第三号ロ」に改め、同表算定政令附則第十五条第一号ロの一般被保険者の

数の項から算定政令附則第十五条第一号ニの介護納付金賦課被保険者の数の項までの規定中「世帯主及び被保険者」を「世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者」に、「国民健康保険法施行令第二十九条の第七第五項第一号」を「同項第一号」に、「同号」を「同項第三号ロ」に改め、同表算定政令附則第十五条第二号イの一般被保険者の数の項から算定政令附則第十五条第二号ニの介護納付金課税被保険者の数の項までの規定中「世帯主及び被保険者」を「世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者」に、「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に、「同項」を「同号ロ」に改める。

附則第六条の見出し中「附則第十六条各号」を「附則第十六条の二第一項及び第十六条の三」に改め、同条第一項中「附則第十六条第一号」を「附則第十六条の二第一項」に改め、「規定する当該市町村の前期高齢被保険者」の下に「（高齢者医療確保法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者のうち、市町村の行う国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「附則第十六条第一号」を「附則第十六条の二第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「附則第十六条第二号」を「附則第十六条の三」に、「附則第十六条第一号」を「附則第十六条の二第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 算定政令附則第十六条の二第二項の規定により同条第一項の規定を読み替えて適用する場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「前期高齢被保険者三十万超合算額」とあるのは「前期高齢被保険者拠出対象額」と、第一項中「附則第十六条の二第一項に規定する額の合算額」とあるのは「附則第十六条の二第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する乗じて得た額」とする。

附則第七条（見出しを含む。）中「附則第十九条第一項第二号及び第二十条」を「附則第十九条第一項第一号、第二十条並びに第二十条の二第一号イ及び第二号イ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（算定政令附則第二十条の二第二号ロに定める厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の二 算定政令附則第二十条の二第二号ロに規定する各会員市町村の一般被保険者の所得の合計額は、国民健康保険団体連合会（次条において「連合会」という。）の会員である市町村（次項及び次条において「会員市町村」という。）のそれぞれの国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）第五条第一項第一号ロに規定する基礎控除後の総所得金額等の合計額とする。

2 算定政令附則第二十条の二第二号ロに規定する会員市町村の一般被保険者の所得の合計額は、各会員市町村の前項に規定する合計額の合算額とする。

附則第八条中「国民健康保険団体連合会（以下この条において「連合会」という。）の会員である市町村（以下この条において「会員市町村」という。）」を「会員市町村」に改める。

（国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第三条 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号ロ中「前々年度の法第七十条第三項に規定する基準超過費用額（以下この号において「基準超過費用額」という。）及び」を削り、同号ハ中「前々年度の基準超過費用額及び」を削り、同条第八項中「第六条第三号から第八号まで」を「第六条第四号から第九号まで」に改める。

第六条中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 施行令第二十九条の七の二第二項又は地方税法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保

険者等（以下この号において「特例対象被保険者等」という。）の保険料を施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第五項又は同法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五に定める基準に従い減額する場合

次に掲げる額の合算額

イ 当該市町村において当該年度の前年度に納付すべきものとして賦課日に賦課された被保険者に係る保険料（介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料を除く。）の総額を同年度の賦課日における被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象被保険者等の属する世帯（賦課日において、施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第五項又は地方税法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。）に属する被保険者（以下この号において「特例対象者」という。）の総数を乗じて得た額と、当該市町村において同年度に納付すべきものとして賦課日に賦課された被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額を同年度の賦課日における介護納付金賦課被保険者の総数で除して得た額に同年度に

おける特例対象者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の総数を乗じて得た額の合計額から、同年度の法第七十二条の三第一項の規定による繰入金に相当する額のうち特例対象者に係る額及び同年度に納付すべきものとして賦課された特例対象者に係る保険料の総額を控除した額に十二分の三を乗じて得た額

ロ 当該市町村において当該年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料（介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料を除く。）の総額を同年度の賦課期日における被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象者の総数を乗じて得た額と、当該市町村において同年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額を同年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の総数を乗じて得た額の合計額から、同年度の法第七十二条の三第一項の規定による繰入金に相当する額のうち特例対象者に係る額及び同年度に納付すべきものとして賦課された特例対象者に係る保険料の総額を控除した額に十二分の九を乗じて得た額

第七条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 当該市町村の属する都道府県において、当該都道府県が定める広域化等支援方針において法第六十八條の二第二項第四号に掲げる事項として保険料の納付状況の改善に関して必要な措置を定めていると厚生労働大臣が認める場合には、当該市町村については、前二項の規定は、適用しない。

附則第二条の表第四条第一項第一号の項中

第七十条第三項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十条第三項
第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項

第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
------------	----------------------------------

を
に改め、同表第四条第一項第三号の項中「

含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五

号)第五十六条の八十九に規定する基準」を「地方税法第七百三条の五に定める基準(施行令第二十九条の七の二第二項又は同法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額する場合においては、施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第五項又は同法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五に定める基準とする。)」に改め、同表第六条第一号の項の次に次のように加える。

第六条第二号				
	被保険者に における被保険者	被保険者に における一般被保険者	被保険者(特例対象者)	一般被保険者(一般特例対象者)
	介護納付金賦課被保険者の	介護納付金賦課被保険者(一般被保険者に限る。)の		

附則第二条の表第六条第二号の項中「第六条第二号」を「第六条第三号」に改める。

附則第四条(見出しを含む。)中「平成二十年度及び平成二十一年度」を「平成二十二年度から平成二

十五年度までの各年度」に改め、同条の表第四条第一項第一号イの項及び第四条第一項第一号ロの項中「附則第十九条第一項第二号に掲げる額」を「附則第十九条第一項第一号に掲げる額（法附則第二十六条第三項の規定により都道府県が特別の方法を定めた場合にあつては、算定政令附則第二十条の二第一号イ又は第二号イに掲げる額）」に改め、同表第四条第一項第一号ハの項中「及び当該年度の基礎賦課額に係る繰入金に」及び「並びに当該年度の基礎賦課額に係る繰入金に」を削り、「附則第十六条第一号」を「附則第十六条の二第一項」に改める。

附則第五条中「第六条第三号から第八号まで」を「第六条第四号から第九号まで」に改める。

附則第七条の次に次の一条を加える。

（平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度における特別調整交付金の算定に関する特例）

第七条の二 平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度における第六条第二号の規定の適用については、同号中「第七十二条の三第一項」とあるのは「第七十二条の三第一項及び附則第二十四条第一項」と、「及び」とあるのは「並びに」とする。

附則第八条中「前条」を「附則第七条」に、「第六条第五号及び第六号」を「第六条第六号及び第七号

」に改める。

(旧国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令の一部改正)

第四条 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十年厚生労働省令第七十七号)附則第十五条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる旧国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令(昭和五十九年厚生省令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の三を第一条の四とし、第一条の二を第一条の三とし、第一条第一項中「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(退職被保険者等所属市町村における調整対象基準額に係る調整対象基準調整金額の算定方法)

第一条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)附則第七条第三項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定される額は、前々年度の概算調整対象基準額(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和三十七年法律第八十号)第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この条及び第十八条の二において同じ。)が前々年度の確定調整対象基準額(高齢者の

医療の確保に関する法律第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額をいう。以下この条及び第十八条の二において同じ。）を超える退職被保険者等所属市町村（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下この条において同じ。）においては、その超える額に高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）第三条に規定する前期高齢者交付算定率（以下この条及び第十八条の二において「前期高齢者交付算定率」という。）を乗じて得た額とし、前々年度の概算調整対象基準額が前々年度の確定調整対象基準額の額に満たない退職被保険者等所属市町村においては、その満たない額に前期高齢者交付算定率を乗じて得た額とする。

第十八条の次に次の一条を加える。

（特定健康保険組合における調整対象基準額に係る調整対象基準調整金額の算定方法）

第十八条の二 法附則第二十一条第五項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定される額は、前々年度の概算調整対象基準額が前々年度の確定調整対象基準額を超える特定健康保険組合（法附則第二十一条第二項に規定する特定健康保険組合をいう。以下この条において同じ。）においては、その超

える額に前期高齢者交付算定率を乗じて得た額とし、前々年度の概算調整対象基準額が前々年度の確定調整対象基準額の額に満たない特定健康保険組合においては、その満たない額に前期高齢者交付算定率を乗じて得た額とする。

（健康保険法施行規則の一部改正）

第五条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二 令附則第九条の厚生労働省令で定める額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 当該各事業年度の前事業年度末における法第七条の三十一第二項ただし書の規定による短期借入金の借換えの予定額

二 当該各事業年度における当該各事業年度の前事業年度に属する収入の見込額（介護納付金に係るものを除く。）と支出の見込額（介護納付金に係るものを除く。）との差額

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部

改正）

第六条 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の次に次の一条を加える。

（市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法の特例）

第五条の二 当分の間、第二十三条第二項の規定の適用については、同項中「該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間にある」とあるのは、「該当する」とする。

（健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第七条 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「附則第七条第三項」を「附則第十条第一項」に、「同法附則第十条第一項」を「同項」に改め、同項の表第一条第一項の項中「第一条第一項」を「第一条の二第一項」に、「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）」を「法」に改め、「（昭和三十七年法律第八十号）」を削り、「法附則第七条第一項」を「同項」に改め、同表第一条第二項の項中「第一条第

二項」を「第一条の二第二項」に改め、同表第一条の二第二項の項中「第一条の二第一項」を「第一条の三第一項」に改め、同表第一条の二第二項及び第三項並びに第一条の三の項中「第一条の二第二項」を「第一条の三第二項」に、「第一条の三」を「第一条の四」に改め、同表第二条の項中「附則第七条第四項」を「附則第十条第三項」に改め、同表第十五条の項中「（平成十九年厚生労働省令第百四十号）」を削り、同表第十六条の項中「附則第二十一条第一項」を「附則第二十一条第二項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、「（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削り、同表第十七条の項及び第十八条の項中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同表附則第二条の項中「（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削る。

（健康保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第八条 健康保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の次に次の一条を加える。

（健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第二条第十五号の収入等見込額相当率の算定）

第六条の二 経過措置期間適用月が三月以外の場合における改正政令附則第二条第十五号の収入等見込額相当率については、一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該支部被保険者を単位とする健康保険の当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額を令第四十五条の三第一号に掲げる額と、都道府県単位保険料率を収入等見込額相当率とみなして、同条の規定の例により算定するものとする。

附則第七条前段中「第五条又は」を削る。

附則第八条第二項中「平成二十七年度」を「平成三十一年度」に改める。

附則第九条を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行し、第三条の規定による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第一項、第六条第二号及び第七条第三項並びに附則第二条の規定は、平成二十二年分の調整交付金から適用する。

(健康保険法施行令附則第九条の厚生労働省令で定める額に関する経過措置)

第二条 平成二十二年度における第五条の規定による改正後の健康保険法施行規則附則第一条の二第一号の

規定の適用については、同号中「予定額」とあるのは、「額及びその予定額」とする。